

# 発言席

最近の政府の積極的な動きには驚くべきものがある。

政府が動き出すきっかけは、総務省の「多文化共生の推進に関する研究会」が3月に発表した報告書だった。

報告書は、外国人住民を地域社会で受け入れる際の課題を整理し、自治体がとるべき施策体系を示した。

4月の経済財政諮問会議で、小泉純一郎首相と安倍晋三官房長官(いずれも当時)が、在留外国人の生活環境整備の必要性を指摘した。以来、外国人労働者問題関係省庁連絡会議で、「生活者としての外国人」問題への対応について検討が急速に進んでいる。

政府が5月に策定した「グローバル戦略」には「地域における多文化共生社会の構築」が明記され、これは今年の「骨太の方針」にも盛り込まれた。多文化共生社会とは、国籍や民族などの異なる人々が互いのちがいを認め、共に生きる社会を指す。

外国人住民の多い地方自治体ではここ10年近く、多文化共生の地域づくりに取り組んできた。この間、国レベルの取り組みはほとんどなかっただけに、

政府部内では現在、前述の省庁連絡会議のほか、犯罪対策閣僚会議で在留管理のあり方の検



明治大学教授・山脇啓造

## 外国人も住民登録を

討が進んでいる。また、法務省や副大臣会議が今後の外国人政策について一定の方向性を示し、規制改革・民間開放推進会議も提言をまとめた。

このように政府の検討が進んでいることは好ましい。ただし、在留管理強化のために見直しが進んでいる外国人登録制度については、多文化共生の観点も加えた検討を求めたい。

現在、地方行政の基礎データとなっている住民基本台帳には外国人が含まれず、自治体は住民台帳と外国人登録の2種類の事務を担っている。前者は市町村が「住民の利便」(住民基本台帳法第1条)を図ることを目的とし、後者は国の「在留外国人の公正な管理」(外国人登録法第1条)に資することを目的とする。

実際には、市町村は外国人登録データを使って外国人住民の利便を図っているが、そもそも法律で外国人の管理をうたっていることが問題である。また、

現行の制度の下では、十分な行

政サービスの提供は難しい。

例えば、住民データよりはるかに個人情報が多い外国人登録データは、自治体内部でも利用に厳しい制約がある。また、住民台帳と違って、居住実態がなくてもデータを抹消できない。

住民台帳をもとに住民の意識調査を行うことで、外国人住民が除外される場合もよくある。深刻なのは、今日、国際結婚が18組に1組に及ぶのに、住民台帳には外国人配偶者が含まれず、国際結婚の家族が世帯として把握されにくいことだ。そのため、世帯構成に応じた行政情報やサービスが届かない結果となる。

出入国行政を担う国は、在留外国人に関する一定の情報を把握するために在留管理の仕組みを整備する必要がある。しかし、多文化共生あるいは地方行政の観点に立てば、外国人もまた住民であり、住民台帳に外国人も登録することを前提とした仕組みづくりが望ましい。

(毎週日曜日に掲載)